

軌道法

1. 案内情報

- 手続名 : 運輸開始前又は開始後の竣工検査
- 手続根拠 : 軌道法第10条
- 手続対象者 : 軌道経営者
- 提出時期 : 運輸開始するとき
- 提出方法 : 竣工の届出を作成し、管轄する地方公共団体へ提出して下さい。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : なし
- 申請書様式 : 竣工届
- 記載要領・記載例 : 提出先となる管轄する地方公共団体にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先 : 管轄する地方公共団体

受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口 : 管轄する地方公共団体

3. 手続情報

- 審査基準 : なし
- 標準処理期間 : なし
- 不服申立方法 : なし